

岡山大学歯学部客員研究員及び博士研究員の受け入れに関する申し合わせ

(平成 26 年 6 月 9 日歯学部教授会承認)

(趣旨)

第 1 条 岡山大学歯学部(以下「本学部」という。)において、本学部研究者と学術研究の発展を目的とした共同研究活動に従事する研究者を、客員研究員及び博士研究員として受け入れることについて、必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 客員研究員として受け入れることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 国内の機関に所属し研究を行う者
- 二 本学部の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する身分を有する者又はこれらに相当する研究業績を有する者
- 三 本学部研究者との共同研究計画を有する者

2 博士研究員として受け入れることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 国内の大学、研究機関、病院、会社、官公庁等に在職していない者又は外国の機関に所属し研究を行う者
- 二 博士の学位を有する者
- 三 本学部研究者との共同研究計画を有する者

(受入)

第 3 条 客員研究員及び博士研究員を受け入れる分野等は、受入申請書(別紙様式 1)を歯学部長に提出し、承認を得なければならない。

2 客員研究員及び博士研究員の受入期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、受入期間の延長を希望する分野等は、受入期間延長申請書(別紙様式 2)を歯学部長に提出し、承認を得て、受入期間を延長することができる。

(待遇)

第 4 条 客員研究員及び博士研究員には、給与その他の給付は支給しない。

(施設の利用)

第 5 条 分野等は、客員研究員及び博士研究員に、共同研究を遂行するために必要な本学部の施設、諸設備等を利用させることができる。

(経費)

第 6 条 分野等は、客員研究員及び博士研究員の共同研究に係る実験等に要する経費を負担する。

(規程等の遵守)

第 7 条 客員研究員及び博士研究員は、本学の規程等を遵守しなければならない。

(雑則)

第 8 条 この申し合わせに定めるもののほか、客員研究員及び博士研究員の受け入れに関し必要な事項は、歯学部長が別に定める。

附 則

第 1 条 この申し合わせは、平成 26 年 6 月 9 日から施行する。

第 2 条 岡山大学歯学部博士研究員の受け入れに関する申合せ(平成 26 年 1 月 14 日開催 歯学部教授会承認)は廃止する。